

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部を改正する要項 (案)

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項 (平成17年6月29日学長裁定) の一部について、下表右欄 (「現行」欄) を、同表左欄 (「改正後」欄) のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>(略)</p> <p>(立替に関する事務の取りまとめ)</p> <p>第3 交付前使用の立替 (以下「立替」という。) に関する事務の総括は、研究支援課長が行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(立替内容の審査及び報告)</p> <p>第8 学長は、第7の立替申込書を受理したときは、<u>経理総括責任者事務局次長 (総務・教務担当)</u> 及び経理責任者会計課長 (以下「審査委員」という。) に立替内容について審査を行わせるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項は、令和3</u></p> | <p>(略)</p> <p>(立替に関する事務の取りまとめ)</p> <p>第3 交付前使用の立替 (以下「立替」という。) に関する事務の総括は、<u>総務部</u>研究支援課長が行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(立替内容の審査及び報告)</p> <p>第8 学長は、第7の立替申込書を受理したときは、<u>経理総括責任者総務部長</u>及び経理責任者<u>総務部</u>会計課長 (以下「審査委員」という。) に立替内容について審査を行わせるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(略)</p> |

年4月1日から適用する。

別紙様式1（第7関係）

別紙様式2（第8関係）

別紙様式3（第9関係）

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

別紙様式1（第7関係）

別紙様式2（第8関係）

別紙様式3（第9関係）